

平成26年10月20日（月）
保健師中央会議

青森県における 統括的役割を担う保健師の現状

青森県健康福祉部
がん・生活習慣病対策課
総括主幹 三浦 たみ子

本日の内容

- 1 青森県の保健師を取り巻く歴史的経過と
県保健師数の推移
- 2 統括的な役割を担う保健師の配置に係る
青森県の状況と取組
 - (1) 統括的な保健師の配置
 - (2) 「青森県保健師活動指針」への明記
 - (3) 統括的な保健師が担っている具体的な動き
 - (4) 今後期待する効果
- 3 今後に向けて

県保健師の配置状況（平成26年度）

総数69人

○本庁：5課8人

- ・ 人事課福利厚生担当 主査
- ・ 健康づくり所管課
課長代理、総括主幹（グループマネージャー）
主幹（サブマネージャー）、技師
- ・ 高齢福祉所管課 主査
- ・ 母子保健福祉所管課 主幹
- ・ （精神）障害者保健福祉所管課 主幹

○保健所：6保健所59人（再任用9人含む）

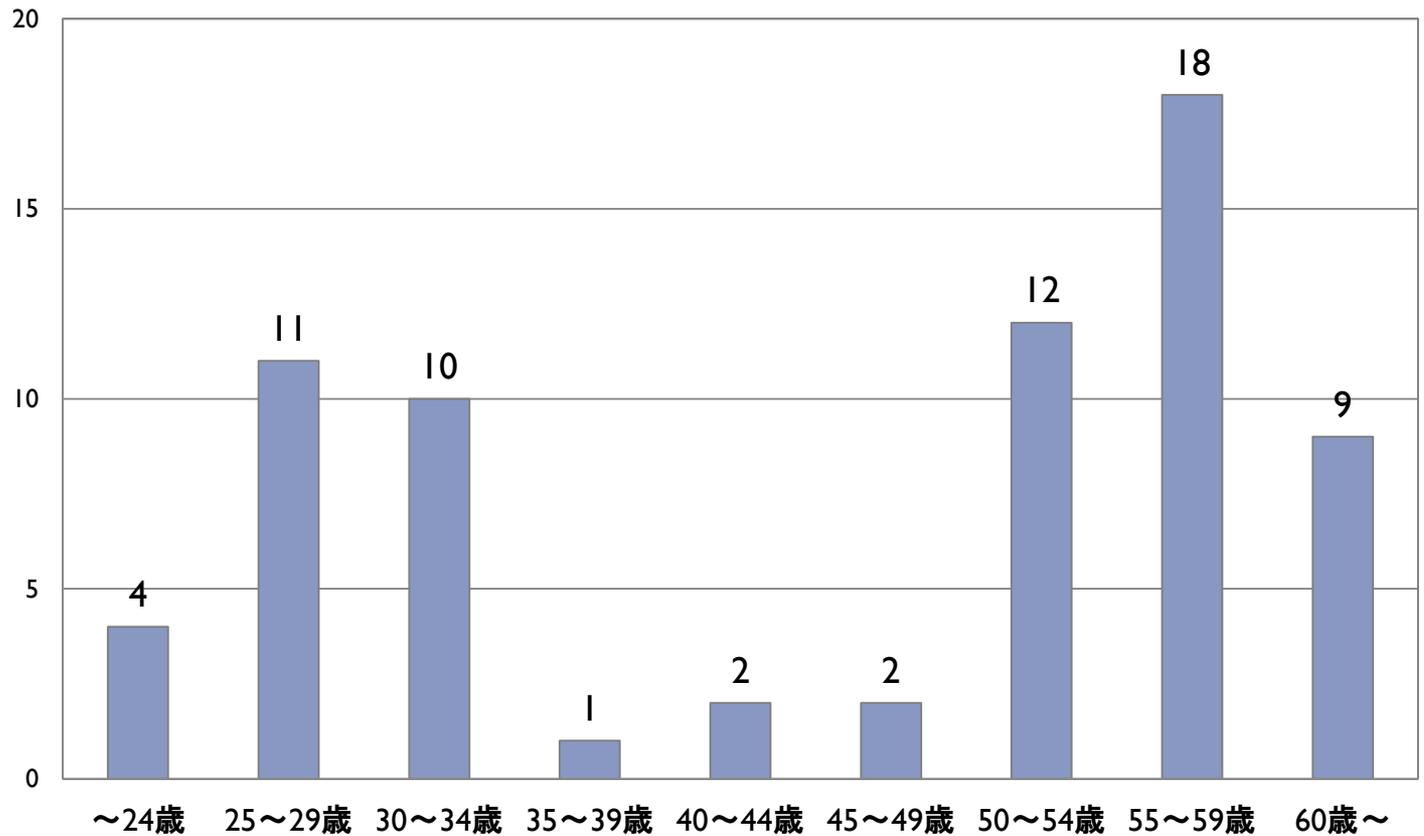
- ・ 健康増進課（6保健所47人）
健康増進課長、主幹、主査、技師、専門員（再任用）
（県立病院総合周産期母子医療センターとの兼務保健師1人）
- ・ 指導予防課（感染症等業務）（5保健所12人）
主幹又は主査、技師、専門員（再任用）

○県立精神科病院1人

○県立精神保健福祉センター1人

県保健師の年齢構成（平成26年度）

(人)



2 統括的な役割を担う保健師の配置 に係る青森県の状況と取組

(1) 統括的な保健師の配置

| | | |
|-------------|-------------|--|
| 本 庁 | 昭和53～61年度 | 衛生看護班の衛生指導監（本庁課長級） |
| | 昭和62～平成3年度 | 衛生看護班の班長（本庁総括主幹級）※衛生指導監は保健所に異動 |
| | 平成4～14年度 | 健康づくり所管課の健康づくり推進監（本庁課長級） |
| | 平成15～16年度 | 健康づくり所管課の総括主幹（健康福祉部主管課総括主幹を兼務） |
| | 平成17～19年度 | 健康づくり所管課の主幹（健康福祉部主管課主幹を兼務） |
| | 平成20～25年度 | 健康福祉部主管課の総括主幹 |
| | 平成26年度 | 健康づくり所管課の課長代理 |
| 保 健 所 | 昭和37年度 | 保健婦係長 |
| | 昭和38～平成3年度 | 保健婦課長（11保健所） |
| | 平成4～8年度 | 健康増進課長（11保健所） |
| | 平成9～13年度 | 健康増進課長（組織改編により保健所減、8保健所） ※保健所内分散配置始まる |
| | 平成14年度～現在 | 健康増進課長（組織改編により保健所減、6保健所） |
| | （平成11～14年度） | （1～3保健所に健康づくり推進監（本庁課長級）配置） |
| | （平成14年度） | （1保健所に保健所次長配置） |

(2) 「青森県保健師活動指針」への明記

1) 「青森県保健師活動指針」

(平成20年度 策定版)

〈保健師の活動体制〉県における活動体制

○保健師の専門性の継続を担保する体制づくり

- ・ 多部門に配置された保健師を統括する
- ・ 保健師のあるべき姿を継承する
- ・ 県あるいは管内の保健師活動や活動形態のあり方に関する保健師の意見を集約する等の役割を果たす中核となる人材の配置が望ましい。

〈保健師の活動体制〉

市町村（中核市含む）における活動体制

市町村保健師がその機能を発揮し、効果的・効率的に保健師活動を展開するためには、分散されている保健師の活動を組織横断的な取組が可能となるような体制整備が必要である。

○保健師活動全体の調整

庁内の複数の部局にまたがる保健師が地域全体を捉えた保健師活動を展開するためには、分散されている保健師が連携し合い、保健師活動全体として機能していくように企画・調整を行う保健師の配置が望ましい。その際には分掌事務を明記することが重要である。

2) 「青森県保健師活動指針」

(平成25年度 改定版)

〈統括的な保健師の役割〉

- ①技術的及び専門的側面からの、施策、事業に係る優先度判断の支援、部門横断的な調整による組織全体の保健師活動の推進
- ②保健師の人材育成に関する統括
- ③保健師の人事配置等に関する専門職としての意見具申
- ④保健師の代表としての組織内外への対応
- ⑤災害時等の健康危機発生時の保健師活動の調整

〈統括的な保健師が有効に機能するために〉

- 統括な役割を担う保健師だけではなく、各分野に配置された保健師一人ひとりが、全体的な視野の中で各々の役割を果たす認識と心構えをもつ。
- 配置の場合、組織の実情に応じた形で所属組織の事務分掌に明記し、統括保健師の機能や重要性について組織内で十分理解されるようにする。

(3) 統括的な保健師が担っている具体的な動き

1) 保健所における統括的な保健師

- 2課に配属されている保健所内保健師に対し、
 - ・ 保健師活動に係る指導・調整・相談等の役割
 - ・ 保健師の人材育成の把握・管理（OJT及び保健師研修計画・履歴等、OFF-JTの目配り）
 - ・ 健康状態を含めた個々の保健師の見守り
- 管内市町村に対し、市町村巡回、保健師業務連絡会議等の場を活用し、
 - ・ 健康課題等に関し市町村と意見交換の機会を持つ
 - ・ 統括的保健師の配置について市町村に働きかける

(3) 統括的な保健師が担っている具体的な動き

2) 本庁における統括的な保健師

- 「保健師活動部内定例検討会」の場や業務に係る相談を通じた保健（師）活動に係る指導・調整・相談等の役割
- 保健（師）活動に係る各課・他部署からの相談・調整等の対応
- 業務に係る市町村との打合せや会議等の機会を活用し、
 - ・健康課題等に関し市町村と意見交換の機会を持つ
 - ・統括的保健師の配置について市町村に働きかける

(4) 今後期待する効果

本庁における統括的立場の保健師が、保健師が複数配置されている健康づくり所管課に、同職種の業務担当マネージャーと共に配置されたことで、情報集約の面及び次の統括的立場の保健師をOJTの中で育成する効果的な組織体制となった。

県（本庁・保健所）の統括的な保健師は、現場活動を踏まえながら理論的に説明できる力を持ち、それを市町村に伝える県保健師としての使命感を持たなければならない。

そのような人材を組織体制の中で育成しながら、人をつないでいくしくみを今後も維持する必要がある。

3 今後にむけて

- 「青森県保健師活動指針」への明記が配置を促す根拠になっているが、今後は、県（本庁、保健所）における統括的な保健師の役割と配置の効果化市町村保健師、行政職員にもしっかりと示していく。
- 国における統括的な役割を果たす保健師の配置は、県や市町村の配置促進に効果が期待できる。国においても配置を進めて欲しい。